

政策会議付議事案書 (令和8年1月14日)

提案課名 保育こども園課

報告者名 吉藤 直

<p>事案名</p>	<p>秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例等の制定及び秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>令和7年10月から地域子ども子育て支援事業として、公立認定こども園で実施している「乳児等通園支援事業（未就園の0歳6か月から満3歳未満児が対象。通称：こども誰でも通園制度）」については、令和8年度から「子ども・子育て支援法」に基づく給付制度（乳児等のための支援給付）として、全国の市町村で実施することとなり、本市においても、公立認定こども園に加え、民間保育所等も対象となります。</p> <p>本事業を実施するに当たっては、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）の規定により、条例で設備及び運営の基準等を定める必要が生じるとともに、同事業は、国の基準において、事業に要する費用の一部を利用者負担とすることを可能としていることから、条例で利用者負担額及び減免規定を定めるものです。</p> <p>また、本市では、昨年10月から、公立認定こども園において同事業を開始するに当たり、「秦野市立認定こども園条例」の一部を改正しましたが、地域子ども子育て支援事業としての位置付けを廃止するため、条例の一部を改正するものです。ただし、民間幼稚園・認定こども園における3年保育や公立幼稚園におけるプレ保育への円滑な接続など、切れ目のない支援を図るため、満3歳の年度末までを対象とする独自施策については、継続して規定します（満3歳児については給付対象外）。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和5年12月 「こども未来戦略」において、新たな給付制度の創設が閣議決定</p> <p>令和6年6月 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、「乳児等通園支援事業」を「子ども・子育て支援法」に基づく事業として制度化</p> <p>令和7年1月 国が「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」を制定</p> <p>令和7年10月 「秦野市立認定こども園条例」を一部改正し、公立認定こども園3園において「乳児等通園支援事業」を開始</p> <p>令和7年11月 国が「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」を制定</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>1 秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を制定すること</p> <p>(1) 内容 児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、事業者が市の認可を受けるために必要な基準を、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に準じて定めるもの</p> <p>(2) 条例で定める主な基準 ア 運営規程 イ 事業の区分 ウ 乳児等通園支援事業の職員、設備の基準 など</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>	

決定等を要する事項	<p>2 秦野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定すること</p> <p>(1) 内容 子ども・子育て支援法第46条第3項の規定に基づき、事業者が給付対象施設として順守すべき基準を、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に準じて定めるもの</p> <p>(2) 条例で定める主な基準 ア 保護者との面談の実施 イ 正当な理由のない特定乳児等通園支援の提供拒否の禁止 ウ 子ども及び保護者の心身の状況等の把握 エ 虐待等の禁止 オ 運営規程 など</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>3 秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を制定すること</p> <p>(1) 内容 国が示す標準に準じて利用者負担額を定めるとともに、利用者負担額の減免について規定するもの</p> <p>(2) 条例で定める主な内容 ア 利用者負担額 1名につき1時間300円とすること イ 利用者負担の減免 規則で定めるところにより、特定乳児等通園支援に係る利用者負担額を減額し、又は免除することができること など</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p> <p>4 秦野市立認定こども園条例の一部を改正すること</p> <p>(1) 内容 給付制度への移行に伴い、規定を改めるもの</p> <p>(2) 条例改正の主な内容 ア 地域子ども・子育て支援事業から乳児等通園支援事業を削除すること イ 児童福祉法第34条の15に基づき乳児等通園支援事業を実施すること及び対象年齢を規定すること（2歳児が満3歳に達したときは年度末まで対象）</p> <p>(3) 施行日 令和8年4月1日</p>	
	今後の取扱い	<p>令和8年2月 令和8年3月市議会第1回定例会に議案を提出 4月1日 秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例施行規則の制定 秦野市立認定こども園条例施行規則の改正</p>

令和8年度からの乳児等通園支援事業について

資料1

No	項目	令和7年度	令和8年度～
1	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の任意 ※R7.10～市立認定こども園3園で実施 ※「設備及び運営に関する基準」については、市立認定こども園のみでの実施であることから、秦野市立認定こども園条例に「国の基準をもって、その基準とする」と規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に実施義務（民間園は認可制） ※ 公立、民間での実施を想定 ⇒ 市の認可に必要な設備及び運営の基準を定める必要あり ⇒ 「秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例」を制定
2	制度の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援法における「地域子ども子育て支援事業」として規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援法における給付制度「乳児等のための支援給付」として規定 ⇒ 給付対象施設として遵守すべき運営の基準を定める必要あり ⇒ 「秦野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例」を制定 ※「特定」とは、給付対象であることを表しているもの
3	事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担+公費（国補助3/4、市1/4） ※利用者負担額は秦野市立認定こども園条例施行規則に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担+給付費（国3/4、県1/8、市1/8） ⇒ 公立園及び民間園における利用者負担額等を定める必要あり ⇒ 「秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例」を制定
4	その他		<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども子育て支援事業の位置づけを廃止 ⇒ 秦野市立認定こども園条例における「地域子ども子育て支援事業」の位置づけを削除する必要あり ⇒ 「秦野市立認定こども園条例」を一部改正 ※ 満3歳の年度末までを対象とする独自施策は継続

秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を 制定することについて

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：子ども誰でも通園制度）が創設されました。この事業は、令和 8 年度から全国の自治体において実施することとされており、実施に必要な設備及び運営に関する基準は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 146 号）により、市町村が条例で定めることとされています。また、民間事業者が同事業を実施する場合は、市町村の認可が必要とされていますので、本市において同事業を適切に実施するための必要な基準を定めるため、条例を制定するものです。

2 条例の内容

条例の制定に当たっては、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）」において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」がありますが、条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする特段の理由はないことから、国の基準と同内容とします。

3 条例で定める主な基準

(1) 運営規程

- ア 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- イ その提供する乳児等通園支援の内容
- ウ 職員の職種、員数及び職務の内容
- エ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- オ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- カ 利用定員
- キ 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- ク 緊急時等における対応方法
- ケ 非常災害対策
- コ 虐待の防止のための処置に関する事項
- サ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(2) 事業の区分

- ア 一般型乳児等通園支援事業
 - イ 以外の乳児等通園支援事業
- イ 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、利用定員の総数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業

(3) 一般型乳児等通園支援事業の職員、設備の基準

保育従事者	職員数	0歳児 3 : 1以上 1・2歳児 6 : 1以上
	資格	保育士その他市が行う研修を修了した者
必要設備等	0・1歳児	乳児室又はほふく室及び便所 乳児室の面積 1.65m ² 以上/名 ほふく室の面積 3.30m ² 以上/名
	2歳児	保育室又は遊技室及び便所 保育室又は遊技室の面積 1.98m ² 以上/名

(4) 余裕活用型乳児等通園支援事業の職員、設備の基準

- ア 保育所

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ウ 幼保連携型認定こども園

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- エ 家庭的保育事業等を行う事業所

秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）

4 施行期日 令和8年4月1日

秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を
制定することについて

秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

児童福祉法の一部改正により、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるため、制定するものであります。

秦野市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定により、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る関係者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備及び運営の向上)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、その乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修

及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に従い必要な処置をとらなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案して、これと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、その自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じてその乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他その利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に使用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置をとらなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、その施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項、その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための処置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な処置をとらなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な処置をとらなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関して、本市からの指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、その施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、その利用定員の総数からその利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1名につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1名につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1名につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定す

る耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	(1) 屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 待避上有効なバルコニー (3) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 (4) 屋外階段
3階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準じる設備 (3) 屋外階段
4階以上の階	常用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 (2) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	(1) 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、その階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有

		<p>する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>(2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>(3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、その調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、その床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、その調理設備の外部への延焼を防止するために必要な処置がとられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又はその事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3名につき1名以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6名につき1名以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2名を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専らその一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、専らその一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1名とすることができる。

(1) その一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、その一般型乳児等通園支援事業を行うに当たってその保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専らその一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) その一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3名以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室においてその一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、その一般型乳児等通園支援事業を行うに当たってその保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、その書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のために使用されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○内閣府令第一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

令和七年一月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則（第一条―第十九条）

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則（第二十条）

第二節 一般型乳児等通園支援事業（第二十一条―第二十四条）

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第二十五条・第二十六条）

第三章 雑則（第二十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条（乳児等通園支援事業者（市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する乳児等通園支援事業（法第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の職員に係る部分に限る。）、第二十二条及び第二十五条（職員に係る部分に限る。）の規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十五条、第十八条、第二十条、第二十一条（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条（第二十六条において準用する場合を含む。）及び第二十五条（設備に係る部分に限る。）の規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第六条の三第二十三項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第四条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第五条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人格に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第六条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第八条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にプザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第九条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第十条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十二条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第十三条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十四条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第十五条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。)においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第十六条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めおかなければならない。

一 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二 その提供する乳児等通園支援の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業に備える帳簿)
- 第十七条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- (秘密保持等)
- 第十八条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 第十九条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 第二十条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第二章 乳児等通園支援事業

第一節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第二十条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「認定こども園法」という)第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数(以下この項において「乳児等通園支援事業をいう。))

第二十一条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という)の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

四 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

五 満二歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限り)を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。) 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

二 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分とが建築基準法第二十条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
 (2) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
 チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第二十二條 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ)その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の幼児おおむね六人につき一人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき二人を下ることはできない。

3 第一項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を一人とすることができる。

一 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という)とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

二 当該一般型乳児等通園支援事業を利用して乳幼児の人数が三人以下である場合であつて、保育所等を利用して乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たつて当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

第二十三條 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第二十四條 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第二十五條 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という)の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めることによる。

- 一 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る)。
- 二 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第三条第二項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- 三 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成二十六年内閣府・文科科学省・厚生労働省令第一号)
- 四 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。))

(準用)

第二十六條 第二十三條及び第二十四條の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第二十三條中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第二十四條中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第三章 雑則

(電磁的記録)

第二十七條 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)により行うことができる。

附則

第一条 (施行期日) この府令は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の公布の日から令和七年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第四条の規定による改正後の法第三十四条の十六第一項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

秦野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定
することについて

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。この事業では、令和 8 年度から全国の市町村において、「乳児等通園支援事業」と「乳児等支援給付費の支給」の双方を実施する必要があることから、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるため、条例を制定するものです。

※ 「特定乳児等通園支援事業」とは、特定乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者で、乳児等支援給付費の支給対象となる事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けたものをいう。）が提供する乳児等支援給付費の支給対象となる乳児等通園支援を行う事業をいう。

2 条例の内容

条例の制定に当たっては、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）」において、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」がありますが、条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする特段の理由はないことから、国の基準と同内容とします。

3 条例で定める主な基準

(1) 利用開始に伴う基準

ア 面談

特定乳児等通園支援事業者は、利用申込みを受けた後、最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに面談を行わなければならない。

イ 正当な理由のない提供拒否の禁止

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の利用申込みを受

けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(2) 乳児用通園支援の提供に伴う基準

ア 心身の状況等の把握

特定乳児等通園支援事業者は、子ども及びその保護者の心身の状況、子どもの養育環境、他の事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

イ 虐待等の禁止

特定乳児等通園支援事業所の職員は、子どもに対し、身体に外傷が生じ又は恐れのある暴行、わいせつな行為、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置など、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(3) 管理・運営等に関する基準

ア 運営規程

特定乳児等通園支援事業者は、事業の目的及び運営の方針、支援の内容、職員の職種、員数、職務の内容等を定めた重要事項に関する規程（運営規程）を定めておかななければならない。

イ 掲示等

特定乳児等通園支援事業者は、見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、保護者から支払を受ける費用の額等を掲示するとともに、インターネット等で閲覧できるようにしなければならない。

ウ 秘密の保持

特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

4 施行期日

令和8年4月1日

秦野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を制定
することについて

特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、特定乳児等通園支援事業の運営の
基準を定めるため、制定するものであります。

秦野市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 - 第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）
 - 第 2 節 運営に関する基準（第 4 条－第 3 2 条）
- 第 3 章 雑則（第 3 3 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定により、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準を定める。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第 54 条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第 30 条の 14 に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常にその支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育

事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の処置をとるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）がその特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、その乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、その乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及びその乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するためのその保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により、その特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項、その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、その申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、その乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、その保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、その乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条

第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に役立つよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供したときは、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、その特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、その特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図るうえで必要であると認められる対価について、その特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、その費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、その金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、その乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びにその乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、その乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかにその乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項、その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための処置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、その特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により、乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に役立つと認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆が閲覧できるようにしなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為、その他その乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、

その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置をとらなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書によりその乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益提供等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対してその特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他のその乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な処置をとらなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関して、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める処置をとらなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及びその乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な処置をとらなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による本市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

じ。)により行うことが規定されているものについては、その書面等に代えて、その書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理のために使用されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、その書面等が電磁的記録により作成されている場合には、その書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、その書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、その特定乳児等通園支援事業者は、その書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者が閲覧できるようにし、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたその乳児等支援給付認定保護者のファイルにその記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しよう

とるときは、あらかじめ、その記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、その乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、その乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、その乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

○内閣府令第九十五号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十四条の三において準用する同法第四十六條第三項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を次のように定める。

令和七年十一月十三日 内閣総理大臣 高市 早苗

特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
 第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
 第一節 利用定員に関する基準（第三条）
 第二節 運営に関する基準（第四条―第三十二条）
 第三章 雑則（第三十三条）
 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）に係る法第五十四条の三において準用する法第四十六條第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第五十四条の三において準用する法第四十六條第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準
- 二 法第五十四条の三において準用する法第四十六條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準
- 三 法第五十四条の三において準用する法第四十六條第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準

この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

（一般原則）
第二条 特定乳児等通園支援事業者（法第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもとの立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設及び法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもとの立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第三十条の十四に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもとの立場に立つて特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

第二章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第一節 利用定員に関する基準

第三条 特定乳児等通園支援事業者は、一時間当たりの利用定員（法第五十四条の二第一項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

（面談）

第四条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子ども（法第三十条の十六に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）の養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第十九条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第一項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

第五條 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支給給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
（あつせん及び要請に対する協力）

第六條 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第五十四条の三において準用する法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支給給付認定証に記載された事項の確認）

第七條 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支給給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支給給付認定保護者から法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支給給付認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十八条の二十四各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支給給付認定の申請に係る援助）

第八條 特定乳児等通園支援事業者は、法第三十条の十五第一項の認定（以下この条において「乳児等支給給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあつた場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支給給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第九條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支給給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支給給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第五十六条第一項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第十條 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育及び法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支給給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第十一條 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第十二條 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第三十条の二十第五項（法第三十条の二十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支給給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けなければならない。乳児等支給給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第三十条の二十第三項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たつて、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支給給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支給給付認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- 二 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- 三 食事の提供に要する費用
- 四 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支給給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払つた乳児等支給給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第二項及び第三項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支給給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支給給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第三項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支給給付費の額に係る通知等）

第十三條 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支給給付費の支給を受けた場合は、乳児等支給給付認定保護者に対し、当該乳児等支給給付認定保護者に係る乳児等支給給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書（乳児等支給給付認定保護者に対して交付しなければならない。）を提出しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第十四條 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第十五條 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第十六條 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支給給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支給給付認定子どもの養育環境の確かな把握に努め、当該乳児等支給給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第十七條 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支給給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支給給付認定子どもを保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)
第十八条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
 (運営規程)

第十九条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第二十二條において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

二 その提供する特定乳児等通園支援の内容

三 職員の種類、員数及び職務の内容

四 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 第十二條の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第三條第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員

七 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第二十一条 特定乳児等通園支援事業者は、第三條第一項の規定により定める一時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(揭示等)

第二十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第十二條の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十三条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもは国籍、信条、社会的身分又は第十二條の規定による支払の状況によって、差別的取扱いはしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十四条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三條の十第一項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもに心身に有害な影響を与ふる行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第二十五条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十七条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第五十九條第一号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)、若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。))又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受してはならない。

(苦情解決)

第二十八条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第三十條の十三において準用する法第十四條第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第二十九条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

四 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支給給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

五 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

六 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

七 (会計の区分) 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

八 (記録の整備等) 第三十二条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

九 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支給給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十四条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たつての計画

二 第十一条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

三 第十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第三十三条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等)の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)により行うことができる。

二 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、乳児等支給給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支給給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支給給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支給給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支給給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支給給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け取らない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、乳児等支給給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

四 特定乳児等通園支援事業者は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支給給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

五 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支給給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該乳児等支給給付認定保護者に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支給給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

六 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用する第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受け取らない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、「第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、「第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けたい」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

一 この府令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

二 この府令の公布の日から令和八年三月三十一日までの間においては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第一条の規定(同法附則第一条第五号イに掲げる改正規定に限る。)による改正後の法第五十四条の三において準用する法第四十六条第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間は、この府令に規定する基準は、当該市町村が同項の規定に基づき条例で定める基準とみなすことができる。

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を制定
することについて

1 条例制定の背景

令和 6 年 6 月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。この事業は、令和 8 年度から新たな給付を伴う事業として本格実施されますが、国は、利用料の一部については利用者負担とし、その目安を示しています。本市では、市内全ての施設において利用者負担額が異なることなく、国の基準に基づく統一した支援の提供を図るとともに、特定の理由に限り、利用者負担額の一部を減免することを目的として、特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等を定めるため、条例を制定するものです。

※ 「特定乳児等通園支援」とは、特定乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者で、乳児等支援給付費の支給対象となる事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けたものをいう。）が提供する乳児等支援給付費の支給対象となる乳児等通園支援をいう。

2 条例で定める主な内容

(1) 利用者負担額について

本市における特定乳児等通園支援を利用する保護者から徴収する利用者負担額については、国が示す目安である 1 名につき 1 時間 300 円とすること。

(2) 利用者負担額の減免について

市長は、規則で定めるところにより特定乳児等通園支援に係る利用者負担額を減額し、又は免除することができること。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例を制定
することについて

秦野市特定乳児等通園支の利用者負担額等を定める条例を別紙のとおり制定
するものとする。

令和 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の
規定により提供する特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等を定めるため、
制定するものであります。

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定により提供する特定乳児等通園支援に係る利用者負担額等について、必要な事項を定める。

(利用者負担額)

第2条 子ども・子育て支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもの保護者が、その子どもについて同法第30条の15第1項の規定により本市の認定を受けた場合で、その子どもが特定乳児等通園支援を利用したときの利用者負担額は、1名につき1時間300円とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、規則で定めるところにより特定乳児等通園支援に係る利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(利用者負担額の不還付)

第4条 既に納付された利用者負担額は、特別な理由がある場合を除き、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

秦野市特定乳児等通園支援の利用者負担額等を定める条例施行規則制定案のあらまし

1 減免の基準

利用者負担額の減免の基準は、次のとおりとすること。

要件	減免額
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である場合	子ども1名につき全額免除
保護者及びその保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税を課されない者である場合	子ども1名につき1時間 240円を減額
保護者及びその保護者と同一の世帯に属する者が市町村民税所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合	子ども1名につき1時間 210円を減額
要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、市長が認めた場合	子ども1名につき1時間 150円を減額

2 減免の手続

- (1) 利用者負担額の減免を受けようとする保護者は、乳児等通園支援利用者負担額減免申請書に減免の理由が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならないこと。
- (2) 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、乳児等通園支援利用者負担額減免承認・不承認通知書によりその保護者に通知するものとする。
- (3) 利用者負担額の減免を受けた保護者は、その理由が消滅したときは、直ちに乳児等通園支援利用者負担額減免理由消滅届を市長に提出しなければならないこと。

3 様式

規則の規定により使用する様式を別に定めること。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

1 条例改正の理由

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が保育施設などを利用できる乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が創設されました。この事業は、令和7年度から児童福祉法に基づく「乳児等通園支援事業」として制度化されましたが、令和8年度からは本格実施となり、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として「乳児等のための支援給付」が創設され、「乳児等支援給付費」の支給によって事業運営に対する財政支援が行われることとなります。

この「乳児等通園支援事業」は、令和7年度に限り、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体ができることとされ、本市においても、令和7年10月から市立認定こども園で実施していますが、この時限措置としての実施を終了し、令和8年4月1日から新たな給付を伴う事業として本格実施する必要があることから、条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

市立認定こども園において行う「乳児等通園支援事業」について、令和7年10月から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施するために改正した内容を削除し、児童福祉法に基づく事業として実施すること、及び切れ目のない支援を図るため、独自施策として対象年齢を満3歳の年度末までとすることを定めるものです。

3 施行期日

令和8年4月1日

秦野市立認定こども園条例の一部を改正することについて

秦野市立認定こども園条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野市立認定こども園において、令和7年10月から子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施している乳児等通園支援事業について、令和8年度から児童福祉法に基づく事業として実施するため、改正するものであります。

秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

秦野市立認定こども園条例（平成20年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号を削り、同条第2項中「、第2号又は第4号」を「又は第2号」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（認定こども園で行う乳児等通園支援事業）

第10条 本市は、認定こども園において、前条に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定により乳児等通園支援事業を行うものとし、その対象者は、0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 号 秦野市立認定こども園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>2 前項第1号又は第2号に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p>	<p>(認定こども園で行う地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>第9条 本市は、認定こども園において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を行うほか、規則で定めるところにより、子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業のうち次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)－(3) (略)</p> <p>(4) <u>0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その乳児及び幼児並びにその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するためのその保護者との面談並びにその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（以下この条において「乳児等通園支援事業」という。）</u></p> <p>2 前項第1号、<u>第2号又は第4号</u>に規定する事業を利用する保護者は、規則で定める利用料を負担しなければならない。</p> <p>3 <u>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令</u></p>

(認定こども園で行う乳児等通園支援事業)

第10条 本市は、認定こども園において、前条に規定するもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定により乳児等通園支援事業を行うものとし、その対象者は、0歳6か月以上の乳児及び満3歳未満の幼児（4月1日時点で3歳未満であった幼児が3歳に達したときは、その年度末までの間に限り、満3歳未満の幼児とみなす。）とする。

（秦野市行政手続に関する条例の適用除外）

第11条 （略）

（委任）

第12条 （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第1号）をもって、その基準とする。

4 市長は、規則で定めるところにより乳児等通園支援事業に係る利用料を減額し、又は免除することができる。

（秦野市行政手続に関する条例の適用除外）

第10条 （略）

（委任）

第11条 （略）